

## 低入札価格調査基準とは

- 予算決算及び会計令第85条に規定。
- 「当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合」の基準。
- この基準に基づいて算出した価格を下回った場合には、履行可能性についての調査を実施。履行可能性が認められない場合には、失格。

## 低入札価格調査基準の見直しについて

○ H29年4月1日以降に入札公告を行う工事を対象に、低入札価格調査基準の**直接工事費の算入率**を0.95から0.97へ引き上げ。

〔受注者が必要な法定福利費を確保し、適切に保険に加入するよう、低入札価格調査基準の「労務費」の算入率を現行の95%から100%に変更(算定確認は、直接工事費に0.97を乗じた値で行う)〕

H21.4~H23.3

【範囲】

予定価格の  
7.0/10~9.0/10

【計算式】

- ・直接工事費 × 0.95
- ・共通仮設費 × 0.90
- ・現場管理費 × 0.70
- ・一般管理費等 × 0.30
- 上記の合計額 × 1.05

H23.4~

【範囲】

予定価格の  
7.0/10~9.0/10

【計算式】

- ・直接工事費 × 0.95
- ・共通仮設費 × 0.90
- ・現場管理費 × 0.80
- ・一般管理費等 × 0.30
- 上記の合計額 × 1.05

H25.5.16~

【範囲】

予定価格の  
7.0/10~9.0/10

【計算式】

- ・直接工事費 × 0.95
- ・共通仮設費 × 0.90
- ・現場管理費 × 0.80
- ・一般管理費等 × 0.55
- 上記の合計額 × 1.08

H28.4.1~

【範囲】

予定価格の  
7.0/10~9.0/10

【計算式】

- ・直接工事費 × 0.95
- ・共通仮設費 × 0.90
- ・現場管理費 × 0.90
- ・一般管理費等 × 0.55
- 上記の合計額 × 1.08

今回(H29.4.1~)

【範囲】

予定価格の  
7.0/10~9.0/10

【計算式】

- ・**直接工事費 × 0.97**
- 機械経費 0.95
  - 労務費 1.00
  - 材料費 0.95
- ・共通仮設費 × 0.90
- ・現場管理費 × 0.90
- ・一般管理費等 × 0.55
- 上記の合計額 × 1.08

・計算式により算出した額が上記の「範囲」を上回った(下回った)場合には、上限(下限)値で設定。